

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年七月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影、航空レーザ測量及び数値地形図作成）
- 二 測量の地域 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 高松塚周辺地区
- 三 測量の期間 令和四年七月十二日から同年十二月二十八日まで